

業 務 仕 様 書

1 業務概要

(1) 業務名称

大通西2丁目ビル照明器具PCB含有調査業務

(2) 業務概要

業務対象敷地内の照明器具安定器におけるPCB含有機器の有無について調査・整理を行う。

(3) 業務対象施設名及び場所

大通西2丁目ビル（対象施設延床面積：約 11,500 m²）（施設規模は別添平面図を参照）

札幌市中央区大通西2丁目9番（別添位置図）

(4) 履行期間

着手の日から令和3年1月29日まで

2 業務内容

(1) 一般事項

1) 本業務を実施する際には、事前に業務計画書及び作業者名簿を提出すると共に担当職員と充分打合せを行い、施設の運営に支障がないよう円滑な進行を図ること。

なお、業務に従事する者は、十分な経験を有したものが実施すること。

(2) 業務の流れ

1) 担当職員と日程調整の上、敷地内の全ての照明器具安定器を調査し、PCB含有の可能性のある機器及び不含の判定をする。

2) 探索した安定器のデータを収集する。

3) 収集したデータについて報告書を作成し提出する。

(3) 探索方法

1) 探索範囲は、建物内（外壁・屋上含む）及び敷地内の照明器具全般とする。

2) 契約後に提供する照明器具配置図を基に敷地内を探索する。

3) 提供された照明器具配置図にない照明（例：建物に付属していない備品等（展示棚等）、廃棄物）についても探索対象とする。なお、確認できた場合照明器具配置図を修正等を行い、提出すること。

4) 外観でLED器具等の確認が可能で、PCB含有の可能性がないことが明らかに確認できる照明器具は、理由を記載の上、分解を行わずに判定を行う。

- 5) 外観が同一であっても 4) の条件を満たさない器具については、安定器本体やコンデンサの仕様が確認できる状態となるまで器具を分解する。
- 6) PCBの含有、非含有いずれの機器であっても分解確認前の状態に戻す。ただし、液漏れを発見した場合には担当職員と対応を協議する。
- 7) 分解組み立てを行った照明器具のある回路については、作業終了時に当該回路の絶縁抵抗値を測定し、絶縁抵抗値が悪化した場合には回復作業を実施する。
- 8) 4) の条件を満たさない機器で、表示、製造年、力率等でPCB含有がないことが確認できた場合にはその根拠を報告書に明記すること。
- 9) PCB含有が否定できなかつた場合には製造者に照会し、不含証明を取得すること。
- 10) 不含を確認するために分解する場合には、分解過程で液漏れの危険性が生じた場合には直ちに分解作業を中止すること。
- 11) PCB含有器具、含有不明器具については事情の如何にかかわらず敷地外に持ち出さないこと。
- 12) 機器劣化等が原因で器具の再取り付けが出来なかつた場合や落下等の危険性を確認した場合には担当職員に報告し、対応を協議すること。
- 13) PCB含有が明確となつた場合には、含有している安定器と照明器具に外見で容易に判別ができるようにテープやシール等容易に剥離しないもので目印を貼ること。また、報告書とは別に、日単位でeメールにて担当職員に通知すること。

(4) 報告書の作成方法

- 1) 現地確認及び調査を通し、必要に応じて照明器具配置図を修正すること。配置図には照明器具のシンボル及び通し番号を記載の上、調査結果詳細との突合を容易に行えるように整理する。
- 2) 含有・不含等の結論に関わらず、結論に至つた経緯を明示すること
- 3) 敷地内、特に部屋内に照明器具がない場合であっても、探索を行った結果、照明器具が確認されなかつたことが分かるように報告書を作成すること。

3 提出書類

受託者は、業務の着手および完了にあたっては契約約款に定めるほか、下表に示す書類を作成するとともに、決められた提出期限までに担当職員に提出すること。

提出書類	部数	提出期限	備考
(1) 業務計画書等 ・ 作業計画書 ・ 作業責任者及び作業者名簿 ・ 連絡体制表 ・ 安全管理対策等 ・ 業務日程表	各 1	着手後 2 週間以内	
(2) 業務実施時 ・ 実施工程表	1	作業開始 10 日前	
(3) 業務完了時 ・ 完了届 ・ 照明器具配置図 ・ 報告書（A4 判両面印刷を原則とする。また、報告書作成に伴う電子データ一式を記録したメディアを添付すること。） ・ 不含証明	各 2	完了時	

4 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 移動時には、アイドリングストップの実施、必要のない荷物を降ろすなど環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。また、複数ページにわたる場合は原則として両面印刷とする。
- (4) 本業務の履行において使用する材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

5 その他

- (1) 本調査業務に必要な機械、工具及びウェス等の消耗品は受託者の負担とすること。
- (2) 養生、片付け、清掃には充分留意すること。また、施錠について必ず確認すること。
- (3) 器具の分解組み立てを行なった場合に、老朽化による破損や絶縁抵抗が改善しないなど、不測の事態が生じた場合は担当職員に報告すること。

- (4) 業務時間は原則として 9 : 15 ~ 16 : 45 とする。やむを得ない理由により、前述の時間以外の作業が必要な場合、あらかじめ担当職員等と協議を行い、承諾を得た上で作業を行うこと。なお、調査対象範囲の大半は専有利用者がいない空き部屋である。
- (5) 本業務に関し疑義を生じた場合は、担当職員と協議を行い、双方確認・承諾の上進めること。